

# 山梨県公報

号外第三十八号

平成二十一年

五月二十八日

木 曜 日

## 目 次

### 公安委員会

- 山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則……………一
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則……………二〇
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………二〇

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第四号

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則を次のように定める。

平成二十一年五月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第十二条の三の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の上欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
一 法第五条第一項第二号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第

締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第五条の二第三号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者

一 項の精神保健指定医に指定されている医師

二 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条の二第三号に定める病気にかかっている者

上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に規定する認知症である者

上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は三年とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第二条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

### 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年五月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号ア(イ)中「昭和二十九年法律第百八十号」第四十八条の七を、「昭和二十七年法律第百八十号」第四十八条の十四第二項に、「二以上」を、「二以上」に、「パタル装置」を、「ペダル装置」に改める。

第十三条第一項中「第百二条第三項」を、「第百二条第六項」に、「臨時適性検査通知書(別記様式第十一)又は臨時適性検査通知書(仮運転免許)(別記様式第十一の二)」

を「別記様式第十一の臨時適性検査通知書又は別記様式第十一の二の臨時適性検査通知書（仮運転免許）」に、「第九十条第六項又は第九十条第五項」を、「第九十条第八項又は第九十条第六項」に、「適性検査受検命令書（別記様式第十一の三）」又は診断書提出命令書（別記様式第十一の四）」を、「別記様式第十一の三の適性検査受検命令書又は別記様式第十一の四の診断書提出命令書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（認知機能検査）

第十三条の二 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の実施及び法第一百一条の四第三項に規定する書面の送付は、別に定めるところにより行う。

第十四条第三号中「交通部運転免許課、交通部運転免許課留分室及び警察署（警察署で行う場合は法第九十二条の二に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）を対象とする。）において行うものとする」を、「別に定めるところにおいて行う」に改める。

第十七条の五に次のただし書を加える。

ただし、教習生は除くものとする。

第十七条の六の見出しを「（技能検査の申請等）」に改め、同条中「の規定により、技能の検査」を、「に規定する検査（以下「技能検査」という。）」に、「添付しなければならない」を、「添付して申請するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、技能検査により自動車の運転について必要な技能を有する者と認めるときは、施行規則第十八条の二の第五項に規定する技能検査合格証明書を交付するものとする。

第十八条の二第一項中ただし書を削り、同条第二項中「第一百一条の四第二項」を、「第一百一条の四第三項」に改め、同条第三項中「別記様式第十四の六の高齢者講習受講申請書」の下に「（以下「高齢者講習受講申請書」という。）」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 認知機能検査を受けた者は、高齢者講習受講申請書に認知機能検査を受検済みであることを証する書面を添付しなければならない。

第十八条の二の二第一項中「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしている」と認められるかどうかを「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習等規則」という。）第二十一条第一号及び第二号の表の区分欄の一の項に規定する影響」に、「チャレンジ講習実施基準（別表第四の二の二）」を、「別表第四の二の二のチャレンジ講習実施基準」に改め、同条第二項中「チャレンジ講習受講申請書（別記様式第十四の八）」を、「別記様式第十四の八のチャレンジ講習受講申請書（以下「チャレンジ講習受講申請書」という。）」に改め、

同条第三項中「チャレンジ講習受講結果確認書（別記様式第十四の九）」を、「別記様式第十四の九のチャレンジ講習受講結果確認書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 認知機能検査を受けた者は、チャレンジ講習受講申請書に認知機能検査を受検済みであることを証する書面を添付しなければならない。

第十八条の二の三第一項中「令第三十七条の六の二に規定する」を削り、「で国家公安委員会規則」を「のうち講習等規則」に、「の講習内容は、特定任意高齢者講習の講習科目（別表第四の二の三）」を「は、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者が受講するもの（別表第四の二の三において「簡易講習」という。）及びそれ以外のもの（別表第四の二の三において「通常講習」という。）とし、講習内容は、別表第四の二の三の特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割」に改め、同条第二項中「特定任意高齢者講習受講申請書（以下「特定任意高齢者講習受講申請書」という。）」に改め、同条第三項中「特定任意高齢者講習終了証明書（別記様式第十四の十一）」を「別記様式第十四の十一の特定任意高齢者講習終了証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 認知機能検査を受けた者は、特定任意高齢者講習受講申請書に認知機能検査を受検済みであることを証する書面を添付しなければならない。

第十八条の四中「公安委員会が定める講習機関」を「施行規則第三十八条の三の要件を充たすと公安委員会が認めたもの」に改める。

第十八条の七の次に次の一条を加える。

（認知機能検査員講習の手続）

第十八条の八 講習等規則第四条第二項第二号の講習（以下「認知機能検査員講習」という。）は、別表第四の四の認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準により行うものとする。ただし、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者又は平成二十一年六月一日より前に高齢者講習指導員であった者に対する公安委員会が指定する研修（平成二十一年六月一日より前に行われたものを含む。）を終了した者に対しては、その者の申し出により受講済みの講習項目の全部又は一部について省略して行うことができるものとする。

2 認知機能検査員講習を受けようとする者は、別記様式第十五の六の認知機能検査員講習受講申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合、受講済みの講習項目の全部又は一部について省略して受講することを希望する者は、当該講習項目について受講済みであることを証する書面を提出しなければならない。

3 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対して、別記様式第十五の七の認知機能検査員講習終了証明書を交付するものとする。

第十九条第二項中「当該技能審査合格証明書の発行の日から起算して三月を経過するまでの間は」を「当該技能審査合格の日から起算して三月を経過しない者」と改める。

第二十二條第一項第四号を次のように改める。  
 四 技能教習及び学科教習の科目並びに科目ごとの教習時間は施行規則第三十三條第一項に規定する別表第四の表のとおりとする。

第二十二條第一項第五号ただし書中「大型自動車」を「大型自動車、中型自動車」を加え、「一年」を「九月」に、「表に掲げる」を「規定による」に、「終へ」を「修へ」に改

乗車定員30人以上のバリエーションの大型自動車	10メートル以上	2.40メートル以上	5.15メートル以上
乗車定員5人以上の普通自動車	4.40メートル以上 4.90メートル以下	1.69メートル以上 1.80メートル以下	2.50メートル以上 2.80メートル以下

6 回頭第七号の表中

乗車定員30人以上のバリエーションの大型自動車	10メートル以上	2.40メートル以上	5
乗車定員11人以上29人以下のバリエーションの中型自動車	8.20メートル以上 9.30メートル以下	2.25メートル以上 2.50メートル以下	4
乗車定員5人以上の普通自動車	4.40メートル以上 4.90メートル以下	1.69メートル以上 1.80メートル以下	2

1メートル以下 | 1メートル以下 | 1

1.5メートル以上 3.5メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。
2.0メートル以上 4.0メートル以下	同上
5.0メートル以上 8.0メートル以下	1.30メートル以上 同上

6 原簿第一〇三〇三の項及び四の項を次のように改める。

3 路上における運転演習	(1) 運転行動の観察	実	技	90分	30分
	(2) 他の交通に対する配慮				-
	(3) 路上運転についての話し合い	ゼ	III	30分	10分
4 危険予測訓練	運転が未熟であると判断した場合	実	技		40分
	(1) 危険予測ディスプレイ	ゼ	III	90分	50分

運転シミュレーターを使用する場合	(2) 危険予測・判断能力の向上	講義 (映画)	30分	30分
	(1) 危険を予測した運転	実技	120分	
	(2) 危険予測ダイスカッション	ゼミ		

図解集団の「10分」を「5分」に、「40分」を「20分」に

4	運転
5	運転

適性についての診断と指導	60分
適性についての診断と指導	60分

4	運転適性についての指
5	運転適性についての指
6	ダイスカッション

導	60分
導	60分
	30分

図解集団の「10分」を「5分」に、「40分」を「20分」に

備考

- 1 認知機能検査の結果に基づいて行うものについては、1～5の講習科目を実施し、合計講習時間は150分とする。
- 2 小型特殊免許のみを保有する者に対するものについては、1～4の講習科目を実施し、合計講習時間は90分とする。
- 3 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設ける。

図解集団の「10分」を「5分」に、「40分」を「20分」に

別表第4の2の3（第18条の2の3関係）

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割

講習科目	講習時間	
	簡易講習	通常講習
開講	5分以上	
1 道路交通の現状と交通事故の実態	5分以上	
2 運転者の心構えと義務	5分以上	
3 安全運転の知識	20分以上	
4 運転適性についての指導①	30分以上	60分以上
5 運転適性についての指導②	—	60分以上
6 ディスカッション	—	30分以上
講習時間合計	60分以上	180分以上

備考

- 1 通常講習のうち認知機能検査の結果に基づいて行うものについては、  
1～5の講習科目を実施し、合計講習時間は150分以上とする。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当な時間を設ける。

別表第四の四を次のように改める。

別表第4の4（第18条の8関係）

認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準

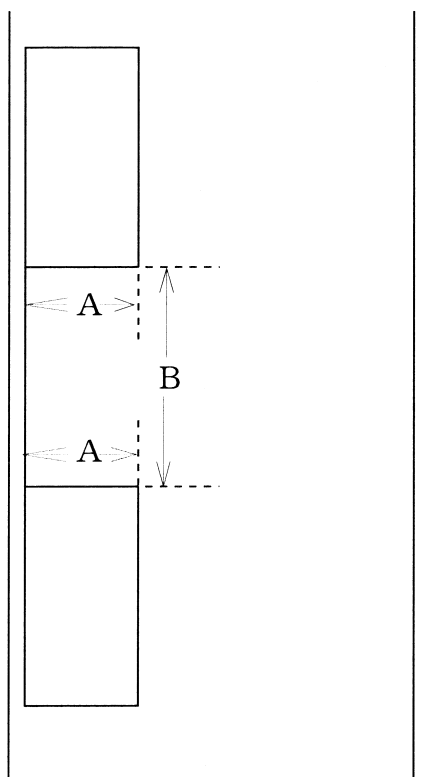
講習項目	講習時間
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論	90分
2 高齢運転者対策の概要	60分
3 認知機能検査の実施方法	180分
合計	330分

別表第六を次のように改める。



別表第6（第22条関係）

縦列駐车用コース



区分	幅	長さ
コースの区分	A	B
大型免許コース	3.0メートル	16.5メートル
大型第二種免許コース	3.0メートル	15.0メートル
中型免許・中型第二種免許コース	3.0メートル	13.0メートル
普通免許・普通第二種免許コース	2.2メートル	7.5メートル

別表第七中

運転できる普通自動車が「普通車はオートマチック車に限る」の限定を付された普通免許を受けている者に係る限定解除

普通自動車（オク車でないこと四時限以上の技

運転できる普通自動車「普通車はAT車に限る」旨の限定を付された普通免許又は普通二種免許を受けている者に係る限定解除

普通自動車ク車でない四時限以上

運転できる中型自動車「中型車は八七未満に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者に係る限定解除

中型自動車上の技能教

運転できる中型自動車「中型車は八七未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者に係る限定解除

中型自動車上の技能教

運転できる中型自動車「中型車は八七未満の車両に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除

バス型の中五時限以上

運転できる中型自動車「中型車は八七未満のAT車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除

バス型の中九時限以上

運転できる大型自動車「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者に係る限定解除

大型自動車上の技能教

オートマチックによる技能教習

を

(オートマチックによる)による技能教習

による五時限以

習

による九時限以

習

型自動車による

の技能教習

型自動車による

の技能教習

による六時限以

習

に改める。

別記様式第十一及び別記様式第十一の二中「第1項」を「第4項」に改める。

別記様式第十一の三及び別記様式第十一の四中「第90条第6項」を「第90条第5項」を「第103条第8項」に改める。

別記様式第十四の六から別記様式第十四の十一までを次のように改める。

別記様式第14の6（第18条の2関係）

高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日生（ 歳）

電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の受講を申請します。

講習の区分	認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習															
	認知機能検査の結果に基づいて行う講習															
交付公安委員会	公安委員会交付										免許証の効力		年 月 日まで有効			
											失効		年 月 日失効			
免許証番号	第														号	
取得免許の種類	第一種免許	大	中	普	大	大	普	小	原	け	第二種免許	大	中	普	大	け
		型	型	通	特	自二	自二	特	付	引		型二	型二	通二	特二	引二
講習手数料																

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「免許証の効力」欄は、有効又は失効に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
- 4 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 5 認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。

第   -     号

高齢者講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習

認知機能検査の結果に基づいて行う講習

を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

備 考	<p>1 この証明書は、運転免許証と一緒に保管し、更新手続をされる方は更新の際に免許窓口で、失効再取得される方は免許申請の際に試験窓口で申請書に必ず添付してください。</p> <p>2 この証明書を提出しないと、更新手続又は免許申請手続ができません。</p>
-----	---

別記様式第14の8（第18条の2の2関係）

チャレンジ講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日生（ 歳）

電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定するチャレンジ講習の受講を申請します。

交付公安委員会	公安委員会交付										有効期間	年 月 日まで有効				
取得免許の種類	第 号															
	第一種免許											第二種免許				
		大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型二		中型二	普通二	大特二	け引二
講習手数料																

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 3 認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。

第   -     号

チャレンジ講習受講結果確認書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

第1号

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項 の表の

第2号

一の項に規定する影響がない者であることを確認する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第14の10（第18条の2の3関係）

山梨県公報号外 第三十八号 平成二十一年五月二十八日

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日生（ 歳）

電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習の受講を申請します。

講習の区分	チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者に対する講習															
	認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習															
	認知機能検査の結果に基づいて行う講習															
交付公安委員会	公安委員会交付					有効期間	年 月 日まで有効									
取得免許の種類	第 号															
	第一種免許										第二種免許					
		大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引		大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二
講習手数料																

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「講習手数料」欄には、手数料額に相当する収入証紙をはり付けること。
- 4 チャレンジ講習受講結果確認書又は認知機能検査を受検した事を証する書面を添付すること。

第 

--	--

 - 

--	--	--	--

 号

特定任意高齢者講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

第1号

上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項 に定

第2号

める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

備 考	<p>1 この証明書は、運転免許証と一緒に保管し、更新手続をされる方は更新の際に免許窓口で申請書に必ず添付してください。</p> <p>2 この証明書を提出しないと、更新手続ができません。</p>
-----	--



別記様式第十五の五の次に次の二様式を加える。

認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所

氏 名 印

生年月日 年 月 日生（ 歳）

電話番号 男・女

私は、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する講習の受講を申請します。

受講済み講習項目について一部省略を 希望する ・ 希望しない

省略を希望する 講習項目	1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論
	2 高齢運転者対策の概要

手 数 料 貼 付 欄

備考

- 1 講習項目の一部省略についての記載欄は、該当する方のみ記載してください。
- 2 受講済みに講習項目について省略を希望する場合には、省略を希望する講習項目の番号に○印を付すとともに、当該講習項目について受講済みであることを証する書面を添付すること。

第 号

認知機能検査員講習終了証明書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 運転免許に係る講習等に関する規則

第4条第2項第2号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

附則  
この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第六号

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年五月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。  
平成二十一年五月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 警備業務の区分及び実施日時

(一) 法第二條第一項第二号に規定する警備業務（以下「二号警備業務」という。）  
平成二十一年七月一日（水）、同月三日（金）及び同月六日（月）から同月九

日（木）までの午前九時から午後五時まで

(二) 法第二條第一項第三号に規定する警備業務（以下「三号警備業務」という。）  
平成二十一年七月二十九日（水）から同年八月五日（水）まで（土曜日及び日

曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 実施場所

甲府市宝二丁目二十一番二十号 山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

各講習とも三十人  
受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講を希望する警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法  
受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間  
次に掲げる警備業務の区分ごとに行つ。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

(1) 二号警備業務  
平成二十一年六月八日（月）及び同月九日（火）の午前九時から午後五時

まで

(2) 三号警備業務

平成二十一年六月十五日(月)及び同月十六日(火)の午前九時から午後五時まで

2 受講申込手続

1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

(1) 一号警備業務

平成二十一年六月十日(水)から同月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで

(2) 二号警備業務

平成二十一年六月十七日(水)から同月十九日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

写真(申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一枚

(3) 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

ア 三一に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 三二に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

ウ 三三に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 三四に該当する者

旧一級検定に係る合格証の写し

オ 三五に該当する者

旧二級検定に係る合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(4) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(三) 受講手数料

各講習とも受講申込書の提出時に三万八千円の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

(四) 受講申込書の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、受理番号を申告すること。ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号)に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、午前八時三十分から午前八時五十分までに受付を済ませること。

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五二三五 二二二二内線三〇二二)に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番